

(件名)

令和5年12月11日

富士圏域地域・職域保健連携協議会設置要綱の改正について (富士宮市歯科医師会・富士市歯科医師会の追加)

(富士健康福祉センター医療健康課)

1 設置要綱改正の理由

これまで協議会には歯科医師会が構成団体に入っていなかった。次期健康増進計画地域別計画において、歯科保健関連指標を加える予定であり、今後の富士圏域における歯科保健推進のために各市歯科医師会の協力を得る必要がある。

《歯科保健関連指標案》

項 目		現状値	目標値
成 果	40-50 歳代における咀嚼良好者の割合	(2020 年) 85.4%	(2035 年) 90%

2 協議会構成団体

令和6年度から、富士宮市歯科医師会及び富士市歯科医師会を構成団体に追加する。

(構成団体数 14 団体⇒16 団体)

(令和5年度)

	所属
1	富士労働基準監督署
2	全国健康保険協会静岡支部
3	製紙工業健康保険組合
4	富士宮市医師会 (桜田医院)
5	富士市医師会 (鈴木内科医院)
6	富士地域産業保健センター
7	富士宮市商工会議所
8	富士市商工会議所
9	富士宮市健康増進課
10	富士宮市保険年金課
11	富士市健康政策課
12	富士市地域保健課
13	富士市国保年金課
14	静岡県富士保健所

(令和6年度～案)

	所属
1	富士労働基準監督署
2	全国健康保険協会静岡支部
3	製紙工業健康保険組合
4	富士宮市医師会
5	富士市医師会
6	富士宮市歯科医師会
7	富士市歯科医師会
8	富士地域産業保健センター
9	富士宮市商工会議所
10	富士市商工会議所
11	富士宮市健康増進課
12	富士宮市保険年金課
13	富士市健康政策課
14	富士市地域保健課
15	富士市国保年金課
16	静岡県富士保健所

3 富士圏域地域・職域保健連携協議会 作業部会について

要綱第7条に規定の作業部会は、特定の課題を協議する場として設置されており、協議会構成団体の関係職員で構成することとなっているため、あわせて作業部会の構成団体に追加する。

4 今後の対応

令和5年度第2回協議会にて協議し、委員承認後、別案のとおり要綱改正を行う。

令和6年度に各市歯科医師会より、委員を推薦いただく。

要綱第7条の作業部会においても、各市歯科医師会にて委員を選定いただく。

改正案

(部分追記)

富士圏域地域・職域保健連携協議会設置要綱

(目的)

第1条 富士保健医療圏域において、生活習慣病を予防し、健康を増進するため、地域保健及び職域保健の実施機関の連携を図り、かつ、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築するため、富士圏域地域・職域保健連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

(1) 実施計画の策定

地域の特性に着目した健康課題に関する事業実施計画の策定

(2) 情報の提供

ア 保健事業に関する普及、啓発

イ 各構成団体の保健事業等についての情報交換

(3) 保健活動の推進

ア 事業所の定期健康診断実施率の向上、事後相談体制等の充実についての検討及び取組

イ 生活習慣病等の慢性疾患を抱える人に対する地域保健、職域保健の連携による保健事業のあり方の検討及び支援

ウ 退職等によって、職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理のあり方の検討及び支援

(4) その他、目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体の代表者を委員として構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に異動が生じた場合は、前委員の後任の者を充て、任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、富士保健所長をもって充てる。

3 会長は、会務を総括する。

(会議)

第6条 会長は、協議会委員を招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、年1回以上開催するものとする。

3 会長は、必要があると認めるときは、住民や勤労者の代表、保健医療関係団体等関係者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は、説明を求めることができる。

(作業部会)

第7条 円滑な事業運営を図るため、協議会構成団体の関係職員で構成する作業部会を置くことができる。

2 作業部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、静岡県富士健康福祉センターに置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

別 表 (第3条関係)

団 体 名
富士労働基準監督署
全国健康保険協会静岡支部
製紙工業健康保険組合
富士宮市医師会
富士市医師会
富士宮市歯科医師会
富士市歯科医師会
富土地域産業保健センター
富士宮商工会議所
富士商工会議所
富士宮市健康増進課
富士宮市保険年金課
富士市健康政策課
富士市地域保健課
富士市国保年金課
静岡県富士健康福祉センター(保健所)

新旧対照表

改正前	改正後
<p>富士圏地域・職域保健連携協議会設置要綱</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成18年2月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成18年11月10日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年3月10日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>富士圏地域・職域保健連携協議会設置要綱</p> <p>第1条～第9条（略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成18年2月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成18年11月10日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年3月10日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。</u></p>

新旧対照表

改正前		改正後	
別表 (第3条関係)	団体名	別表 (第3条関係)	団体名
	富士労働基準監督署		富士労働基準監督署
	全国健康保険協会静岡支部		全国健康保険協会静岡支部
	製紙工業健康保険組合		製紙工業健康保険組合
	富士宮市医師会		富士宮市医師会
	富士市医師会		富士市医師会
	富士地域産業保健センター		富士宮市歯科医師会
	富士宮商工会議所		富士市歯科医師会
	富士商工会議所		富士地域産業保健センター
	富士宮市健康増進課		富士宮商工会議所
	富士宮市保険年金課		富士商工会議所
	富士市健康政策課		富士宮市健康増進課
	富士市地域保健課		富士宮市保険年金課
	富士市国保年金課		富士市健康政策課
	静岡県富士健康福祉センター(保健所)		富士市地域保健課
			富士市国保年金課
			静岡県富士健康福祉センター(保健所)